

京都大学学術情報メディアセンター大型計算機システム利用負担金規程新旧対照表

現 行 条 文	改 正 案
<p>(前 略)</p> <p>第4条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。</p> <p>二 本学における科学研究費補助金等の補助金については請求書によるものとする。</p> <p>三 学外の支払責任者等については、京都大学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振込むものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(前 略)</p> <p>第4条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。</p> <p>一 本学における大学運営費については、予算振替によるものとする。</p> <p>二 本学における受託研究費及び寄附金については、費用の付替によるものとする。</p> <p>三 本学における科学研究費補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。</p> <p>四 学外の支払責任者等については、京都大学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振込むものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p>附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。</p>

表は略